

## 壁面位置の制限の修正について（図解）

敷地境界線 で敷地の奥行きが5.8m未満の部分で芦屋川沿道と敷地の境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離が0.5m以上のもの（都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種中高層住居専用地域内において、芦屋市住みよいまちづくり条例（平成12年芦屋市条例第16号）に規定する特定建築物で、地階を除く階数が4以上又は軒高が1.0m以上の建築物を建築しようとする場合は「5.8m」を「6.8m」に、地階を除く階数が4未満で、かつ、軒高が1.0m未満の建築物を建築しようとする場合は「5.8m」を「6.5m」に読み替え、特定建築物以外の建築物を建築しようとする場合で、芦屋川沿道と敷地の境界線の反対側が隣地境界線の場合は「5.8m」を「6.5m」に読み替える。）

